

## 1. 県社協と地域との協働実践

県社協では、地域を基盤とした「権利擁護ネットワーク」の形成に向けた当面の具体的な取り組みとして、平成 24 年度から 4 つの協働実践地域（海老名市、伊勢原市、大和市、秦野市）において、弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業等を活用しながら、事例検討や研修企画に対し「個別ケースの課題解決」と「地域での課題解決システムづくりへの連携」の両面からの支援を進めてきました。

### 【協働実践に対する主な県社協のバックアップ】

#### ●海老名市社会福祉協議会

- ・権利擁護えびなネットワーク（えびなネット）へのオブザーバー出席
- ・権利擁護つなぎ人講座への弁護士・アドバイザースタッフ派遣
- ・海老名市自立支援協議会への弁護士・アドバイザースタッフ派遣

#### ●伊勢原市社会福祉協議会

- ・伊勢原市成年後見・権利擁護サポート連絡会へのオブザーバー参加、弁護士・アドバイザースタッフ派遣

#### ●大和市社会福祉協議会（福田北地域包括支援センター）

- ・地域ケア会議への出席、弁護士・アドバイザースタッフ派遣
- ・ケアマネサロン plus への参加、弁護士・アドバイザースタッフ派遣
- ・虐待ケース対応スキルアップ連続研修への弁護士・アドバイザースタッフ派遣

#### ●ライツはだの・秦野市社会福祉協議会

- ・ライツはだのネットワーク委員会への出席
- ・県社協、ライツはだの協働研修「ケースカンファレンスの意義と本質－有意義なネットワークの活用にもついで」の開催

平成 25 年度には、4 地域を地域内の専門職・地域活動のネットワーク形成をけん引する主体として、「個別支援と地域支援を一体的に進めるためのケースカンファレンス」の展開手法を身に付けるために、大阪市立大学大学院の岩間伸之教授をスーパーバイザーに事例検討会を開催しました。事例は、各地域から持ち寄り、岩間教授から個別支援と地域支援の観点から論点が提示され、本人や地域住民の思い、地域にはどのように働きかければよいかなど議論を深めました。事例検討会を終えて、個別支援と地域支援を一体的に進めていくためには、ケースカンファレンスが有効なツールだと改めて認識し、各地域での多職種事例検討会（地域ケア会議等）に活かしてきました。

## 2. 協働実践の成果

4 地域の実践は、いずれも中核となっている 4 地域の主体が「権利擁護」の推進を目的に、それぞれの組織の使命や役割意識のもと、自主的・自発的に取り組みを開始したものでした。地域内で多くの関係者とのつながりを築きながら、それぞれの地域の特性や課題に応じた取り組みとなっています。

3 ページから、各地域における実践の様子についてまとめました。

## 1. 県社協と地域との協働実践

県社協では、地域を基盤とした「権利擁護ネットワーク」の形成に向けた当面の具体的な取り組みとして、平成 24 年度から 4 つの協働実践地域（海老名市、伊勢原市、大和市、秦野市）において、弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業等を活用しながら、事例検討や研修企画に対し「個別ケースの課題解決」と「地域での課題解決システムづくりへの連携」の両面からの支援を進めてきました。

### 【協働実践に対する主な県社協のバックアップ】

#### ●海老名市社会福祉協議会

- ・権利擁護えびなネットワーク（えびなネット）へのオブザーバー出席
- ・権利擁護つなぎ人講座への弁護士・アドバイザースタッフ派遣
- ・海老名市自立支援協議会への弁護士・アドバイザースタッフ派遣

#### ●伊勢原市社会福祉協議会

- ・伊勢原市成年後見・権利擁護サポート連絡会へのオブザーバー参加、弁護士・アドバイザースタッフ派遣

#### ●大和市社会福祉協議会（福田北地域包括支援センター）

- ・地域ケア会議への出席、弁護士・アドバイザースタッフ派遣
- ・ケアマネサロン plus への参加、弁護士・アドバイザースタッフ派遣
- ・虐待ケース対応スキルアップ連続研修への弁護士・アドバイザースタッフ派遣

#### ●ライツはだの・秦野市社会福祉協議会

- ・ライツはだのネットワーク委員会への出席
- ・県社協、ライツはだの協働研修「ケースカンファレンスの意義と本質－有意義なネットワークの活用に向けて－」の開催

平成 25 年度には、4 地域を地域内の専門職・地域活動のネットワーク形成をけん引する主体として、「個別支援と地域支援を一体的に進めるためのケースカンファレンス」の展開手法を身に付けるために、大阪市立大学大学院の岩間伸之教授をスーパーバイザーに事例検討会を開催しました。事例は、各地域から持ち寄り、岩間教授から個別支援と地域支援の観点から論点が提示され、本人や地域住民の思い、地域にはどのように働きかければよいかなど議論を深めました。事例検討会を終えて、個別支援と地域支援を一体的に進めていくためには、ケースカンファレンスが有効なツールだと改めて認識し、各地域での多職種事例検討会（地域ケア会議等）に活かしてきました。

## 2. 協働実践の成果

4 地域の実践は、いずれも中核となっている 4 地域の主体が「権利擁護」の推進を目的に、それぞれの組織の使命や役割意識のもと、自主的・自発的に取り組みを開始したものでした。地域内で多くの関係者とのつながりを築きながら、それぞれの地域の特性や課題に応じた取り組みとなっています。

3 ページから、各地域における実践の様子についてまとめました。

## ◆海老名市社会福祉協議会 実践報告◆

海老名市社協が中核となり、地域内の高齢・障害の相談支援機関や成年後見関係団体、行政などと「権利擁護えびなネットワーク」を構築し、積極的権利擁護の視点にたった総合的な相談支援の実践を推進しています。

### **権利擁護の理念を共有化**

海老名市社協（以下、市社協）の権利擁護事業部門であるあんしんセンターでは、日常生活自立支援事業等の利用に関する相談は支援機関から多く寄せられるものの、それ以外の権利擁護相談は多くありませんでした。その原因を考えていく中で、相談が少ないのは地域の支援機関と権利擁護の視点を共有していないからではないかという疑問が生じたことから、「権利侵害からの保護」だけでなく「その先にある自分らしく生きることを支える」ことも権利擁護であることが共通理解となり、また専門職や地域住民が、各々の役割を確認し合う場が必要だとの認識に至りました。

そこで、市内の支援機関・専門職と地域住民福祉活動とが権利擁護の視点でつながり、協働していくことを目的に、平成23年度に「権利擁護えびなネットワーク（以下、えびなネット）」を立ち上げました。えびなネットには、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、ケアマネジャー連絡会、市内で活動する専門職後見人、行政等が集い、高齢や障害の分野を超えた横断的な専門職のネットワークづくりをはじめ、成年後見制度に関する課題や困難事例の方向性の検討などを切り口に、海老名市全体の権利擁護体制をどう構築していくか、相談支援現場の合意形成と課題提起、発信の場としてきました。

### **えびな成年後見・総合相談センターを開所**

上記の取り組み等から、海老名市（以下、市）は成年後見制度の利用や生活相談に応じる総合相談機能をもった「えびな成年後見・総合相談センター（以下、センター）」を平成28年7月に開設しました。

センターは、市社協が受託し、弁護士のセンター長や相談員による権利擁護の視点に立った総合的な相談事業、成年後見制度の利用促進や市民後見人の養成・活動支援等の事業に取り組みます。

市では、平成27年度からセンター設置に向けた検討会を設け、従来より専門職や相談支援機関、行政等と地域住民福祉活動との協働による支援体制づくりを進めてきた市社協のえびなネットとともに、センターの構想や今後の連携体制について協議を重ねてきました。

えびなネットでは、成年後見制度だけでなく、制度だけでは解決の難しいさまざまな課題もキャッチしたいという思いから、センターが持つべき機能や一次・二次相談機関との役割など、えびなネットの参加者と共に整理していきました。えびなネットの意見等は、市の検討会に伝えられました。そして、検討会の内容をうけ、またセンターへの思いを振り返るといった作業を丁寧に行ってきました。

## **協働可能なネットワーク構築へ**

センター開所後、えびなネットは新たに「連絡協議会」としてスタートしました。また、連絡協議会とは別に成年後見制度に関する相談事案の共有や課題の抽出、相談事案の蓄積等を行う「情報共有会議」を設置しました。新たな連絡協議会では、情報共有会議で出た課題等を整理していきます。そして、今までのえびなネットで培ってきた横のつながりをさらに強化し、協働可能なネットワークの構築に活かしていきます。

こうした取り組みから、今後も市社協では、権利擁護の視点を起点に「地域の問題を地域の力で解決していく地域づくり」を引き続き展開していきます。



すみ慣れた地域であんしんして暮らすためのお手伝い  
えびな成年後見・総合相談センター



えびな成年後見・総合相談センター

まずはお電話でご相談ください。

〒243-0434 海老名市上郷474-1 (市立総合福祉会館内)

TEL. 046 (200) 9833

■受付時間 / 月曜日～金曜日  
午前9時～午後5時  
(祝日・年末年始を除きます)



# ひとりで悩んでいませんか？

こんな場合にご相談ください。

- 通帳など大事な書類をなくしてしまう。
- 認知症の父親の入所費用を支払いたいが、父の預金口座から引き出せない。
- 知的障がいのある子どもの親亡きあとのことが心配
- 訪問販売で不必要なものを契約してしまった。



## センター職員による相談

- 海老名市在住の方及びその親族
- 相談方法 電話・来所・(訪問)
- 受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時  
土曜 午前9時～午後12時(市役所1階)

## 専門職による相談 予約制 ※ 1件45分程度

- 司法書士 第1火曜 14時～16時
- 社会福祉士 第2火曜 10時～12時
- 行政書士 第3水曜 14時～16時
- 弁護士 第4月曜 14時～16時



---

## 権利擁護の推進に向けて

社会福祉法人海老名市社会福祉協議会  
地域福祉課 課長 白倉博子

権利擁護の推進を考える際に、権利侵害・虐待だけにとらわれない「暮らしを支える」「自分らしく生きることを支える」という広義な権利擁護を関係機関で共通言語化し、一定の土壌形成の上、有機的なネットワークを形成していく必要があるとの思いでえびなネットを立ち上げました。

そこで見えてきたことは、各機関の支援者は多くのケースを抱え、丁寧に対応しているものの、現在の急務な課題解決に迫られ、課題の背景や将来の課題予測、本人のありたい暮らしへの支援策の検討等を支援者ひとりで抱えている場合が少なくなく、また類似ケースの蓄積の場も少ないことでした。

えびなネットでは、事例を通じながら、行政・相談支援機関・包括・後見人を担っている司法書士、行政書士、社会福祉士の方々と、実務上の課題の顕在化や情報の共有が図られ、チームで考える＝行政・関係機関「みんなで本人の暮らしをまもる」チーム連携の重要性が改めて明らかになりました。

平成 25 年度からは市民後見人の養成事業が始まり、新たに権利擁護支援のチームが増えることとなりました。バックアップ体制の構築の必要性と、成年後見制度普及・活用の一元的管理の必要性が高まり、えびなネットをさらに組織的に運営するセンター構想へと発展しました。市が開催する「海老名成年後見センター設置検討会」では、相談機関とセンターの役割等えびなネットにフィードバックしながら、センターと相談機関がそれぞれの役割を発揮し、有機的なネットワークが構築できるよう『連携』を重視し検討をかさねました。

平成 28 年 7 月に「えびな成年後見・総合相談センター」が開所し、多くの関係機関の方々が開所式にご出席いただき、温かな雰囲気でのスタートをきることができました。

センターという看板を掲げることにより、市民や関係機関からの相談が多数寄せられ、ニーズの多さを実感しています。それらの相談を真摯に受け止めつつもセンターだけで解決できるものばかりではなく、チーム連携を図りながら「みんなで暮らしをまもる」かかわりを調整していきたいと思います。

今後は、社協が受託するセンターとして、高齢・障害といった分野にとらわれないちょっとした不安・相談を社協全体でキャッチし、地域福祉活動との連携もふまえて総合的調整機能を発揮していきたいと思います。



## ◆伊勢原市社会福祉協議会 実践報告◆

伊勢原市社協が中核となり、高齢者虐待防止ネットワークの検証を皮切りに総合的な権利擁護支援のネットワーク形成を進めています。あわせて、市民後見人養成を機に、「権利擁護・成年後見の推進体制」の構築に取り組んでいます。

### 分野を超えて専門機関がつながる

伊勢原市社協（以下、市社協）では、法人後見事業の開始（平成 20 年度）や地域包括支援センターの受託（平成 21 年度）を契機として、権利侵害が深刻化した類似ケースが数多く発生していることに気づきました。この状況を重く受け止めた市社協では、平成 22 年度に「伊勢原市高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会」の事務局となり、ネットワークの検証から始め、行動計画「機能するネットワークプラン」を策定しました。プランでは、「虐待防止ネットワークの構築」と「ノウハウの蓄積と専門性の向上」の 2 つを早急に取り組むべき課題として挙げました。その後、伊勢原市（以下、市）では虐待防止の基本目標やスキームに共通性があることから、高齢と障害のそれぞれの虐待防止ネットワークを一本化して取り組むようになり、増加傾向にある高齢と障害の複合課題世帯への支援に対する連携につながっています。

また、法人後見事業や日常生活自立支援事業等に関連する相談から、市内の専門職後見人の不足や、困難事例等が多いことから、後見人の負担が大きくなっていることが分かりました。その一方で、成年後見制度の実態や後見ニーズなど状況が見えないという問題もありました。そこで、市社協では、成年後見制度の担い手と相談支援機関が共に、成年後見制度の課題共有とその対応について検討することを目的に、「伊勢原市成年後見サポート連絡会」を立ち上げ、平成 24 年度からは障害分野の支援機関、さらに平成 26 年度からは医療機関も参加し「伊勢原市成年後見・権利擁護サポート連絡会（以下、サポート連絡会）」として、成年後見制度と虐待対応を含めた縦割りではない「人」でつながる権利擁護ネットワークの形成を図りました。

### 市民後見人の養成をきっかけに

市社協では「権利擁護」の看板を掲げた新たな中核機能（センター機能）の必要性を感じていたところ、平成 25 年度から 5 か年を計画期間とする市の総合計画中期戦略事業プラン及び地域福祉計画に「市民後見人の養成」が掲げられました。市社協では、市民後見人の養成はセンター機能の必要性の合意形成をはかる契機と考え、平成 25 年度、市民後見人養成事業を受託し、同時に、伊勢原市の成年後見制度の基盤整備を目的とした「伊勢原市成年後見事業あり方検討会（以下、あり方検討会）」を設置しました。

あり方検討会では、成年後見制度の担い手となる士業、制度を活用する当事者家族の参画により、当事者の意見を踏まえ「(仮称) 成年後見・権利擁護推進センター構想」をまとめあげました。

また、センター機能を構築するうえで、サポート連絡会では、関係機関にしくみづくりから関わってもらい、センターの必要性や意義を共有し、共通の認識を深めてきました。それと同時に、市社協の地域福



祉活動計画にも「成年後見・権利擁護の利用促進」を位置づけ、市社協及び地域住民との共通認識を図ってきました。そして、平成28年度の市総合計画中期戦略事業計画の見直しに合わせ、(仮称)伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの設置を掲げ、成年後見制度等のワンストップセンターとして、相談、ケース検討、成年後見制度の案内、市民後見人の活動支援等の支援業務を推進することとなりました。

### **伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターを開所**

市では、平成28年11月に、「伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター（以下、センター）」を開設しました。

センターは、市社協が受託し、センター長に弁護士を迎え、権利擁護や成年後見の申立てに関する一般相談と弁護士等による専門相談、市民後見人の養成・活動支援等の事業に取り組んでいます。その他にも、困難事例に対し、弁護士や社会福祉士等を交えた検討を行う事例検討機能、また、権利擁護に特化した機能強化型地域包括支援センターと連携するなど、重層的な権利擁護相談体制を備えています。

### **旗振り役・伴走役として**

市社協では、高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会や成年後見・権利擁護サポート連絡会の事務局をはじめ、市民や専門職向けの成年後見制度の研修等を継続的に開催するなど、伊勢原市における権利擁護推進の中核となる役割を果たしてきました。

社協は、個別支援と地域支援の2つの機能を併せ持っています。こうした実践をベースに、新たな社会資源となるセンターを支援者の旗振り役・伴走役として位置づけ、社協の役割をさらに発揮していきます。



伊勢原市

平成28年11月1日オープン

成年後見・権利擁護推進センター



高齢者や障害のある方が、安心して暮らしていられるように、成年後見制度や権利擁護に関する相談に応じ、お手伝いをさせていただきます。(伊勢原市委託事業)



お気軽にご相談ください。(相談は無料)

### 【財産管理について】

- 認知症があり、自分で財産の管理ができない。
- 認知症の父と同居している兄が父の年金を勝手に使い、福祉サービス利用料等を滞納しているようだ。

### 【契約について】

- ひとり暮らしをしている認知症の母が、訪問販売や悪徳商法の被害にあっているようだ。
- 身寄りのない友人に認知症状があり、入所や入院の契約ができない。

### 【成年後見制度について】

- 成年後見制度について知りたい。
- 成年後見制度利用手続の相談をしたい。
- 成年後見人の候補者がいない。

### 【将来について】

- 自分に何かあったとき、障害のある息子のことが心配。
- 身寄りがないので、今後のことが不安。

※高齢者の介護や生活一般などのご相談については、地域包括支援センターとの連携により対応します。

〒259-1131 伊勢原市伊勢原2-7-31



伊勢原シティプラザ1階 伊勢原市社会福祉協議会内

電話 0463-94-9600

FAX 0463-94-5990



相談受付 月曜日～金曜日(祝日、12/29～1/3を除く) 午前8時30分～午後5時00分

運営 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会



## 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの主な業務内容

※弁護士（センター長・非常勤）と職員（福祉の専門職）の配置により相談等各種事業を行います。司法と福祉の連携により、市民の権利擁護を推進します。

※中立・公平な運営のため、伊勢原市が設置する「伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター運営委員会」が事業内容の監督を行います。安心してご利用ください。

### 相談・支援

相談内容等についての  
秘密は守られます。



#### 一般相談 予約不要（無料）

電話や来所による相談に職員が対応させていただきます。

法律など専門知識が必要な場合やサービス利用が必要な場合は、専門相談や他の機関におつなぎします。

#### 専門相談 事前予約が必要（無料）

※場所 伊勢原市社会福祉協議会相談室  
※相談時間は40分以内を原則とします。

##### ①相談員 行政書士

成年後見（法定後見、任意後見）、相続、遺言などのご相談に応じます。

原則、毎月第2水曜日

午後1時00分～午後3時00分

##### ②相談員 弁護士

多重債務、自己破産、任意整理、相続、解雇、不動産などの法律に関するご相談に応じます。

原則、毎月第3水曜日

午後4時00分～午後6時00分

##### ③相談員 税理士 不定期

相続、親族後見人が行う成年後見対象者の税務申告などの税に関するご相談に応じます。

相談日は、お問い合わせください。

### 親族後見人の支援

家庭裁判所に定期的に提出する書類作成などのご相談に応じます。

### 普及・啓発

市民、福祉サービス事業所や医療機関等を対象として講演会等を開催します。

### 市民後見人の養成・活動支援

成年後見制度を支える新たな担い手として、親族や専門職以外の一般市民を対象とした市民後見人の養成を行います。

また、養成後、成年後見人等の活動を開始した市民後見人に対し、家庭裁判所と連携しながら活動支援を行います。

### 事例検討機能

複雑化・多様化した課題を抱え、相談機関等が対応に苦慮している事例について、専門家等を交えた検討を行い予防や早期対応を行います。※アドバイザー 弁護士、社会福祉士等

### ネットワーク形成

福祉、医療等の関係機関が連携して地域の権利擁護を推進するため、定期的に連絡調整の場を設けます。

### お問い合わせ先

伊勢原市社会福祉協議会



0463-94-9600





---

## 「個」の支援を原点とした権利擁護のしくみづくりを目指して

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会

局長補佐（兼）相談支援担当チームリーダー 和田百合

平成 21 年度に地域包括支援センターを受託した際、ミニサロンのボランティアのひとりから、あるひとり暮らし高齢者について「様子を見てほしい」との相談が入りました。実態把握を行うと、数年前から深刻な虐待を受けている事実が確認できました。しかし、経過を確認していくうちに、実は数年前に複数の機関が関与していたことがわかり愕然としたことを鮮明に記憶しています。当時、設置されていた高齢者虐待防止ネットワークは、十分に機能するものではありませんでした。

困難な事案ほど、職員個人の力量に任せるのではなく、しくみとして受け止めるものがが必要です。「機能するネットワークの再構築」を目指し、神奈川県社会福祉協議会の弁護士・アドバイザースタッフ派遣の協力を得て、「高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会」の立ち上げを行い、大きな課題意識を持ったことが現在の取り組みに繋がる大きなきっかけになりました。

サービスが多様化し、連携の名のもとに情報共有は行われているものの、制度の狭間の課題、特に法律行為、財産管理、権利擁護などに関連する生活課題は、生活を支える基盤であるにも関わらず、旗振り役がないことが大きな問題でもありました。結果、対応が後手に回り問題が複雑化、深刻化してしまいます。

また、このような課題を抱える人は、自ら声を上げることは難しく、より潜在化しやすい環境にあります。より早く対応するためには、地域住民の気づきから相談につなげることが有効であり、その相談場所を明確化するために看板をあげることが重要だと考えました。

そのような経過から事例検討機能を有した「成年後見・権利擁護推進センター」（以下、センター）の設置を目指し、行政と協議を重ねてきました。

その間には、成年後見・権利擁護サポート連絡会では事例検討や研修、地域のなかで権利擁護を担う人材の育成としての「市民後見人」の育成、また、講演会などの普及・啓発を行いながら住民や専門機関の意識の向上を図ってきました。

センターは開所して 2 カ月となり、85 件の相談が寄せられており、いかに行き場の無い相談が多かったのかということを実感しています。また、出前講座などにより、地域に出向き、繋がり、顔の見える関係性をつくっていくことにより早期発見、早期対応を行うことに力を入れているところです。

今後の展開としては、専門的な相談体制の整備とともに、地域の生活を支えるためには権利擁護を支える人材を育成していくことが求められています。市民後見人の育成は、その一環でもありますが、さらに同レベルの研修を行い一定の権利擁護の資質を備えたボランティアの育成を同時に行っていく必要があると考えています。例えば、認知症高齢者等の自宅に訪問し、見守りや傾聴活動を行うボランティアとして活動する「権利擁護協力員」というしくみを進めていく予定です。

センターはスタートしたばかりですが、市民後見人、権利擁護協力員、地域での学習会の開催など、様々な方法で住民にも参加していただきながら権利擁護の基盤を整備していくことが地域福祉推進役としての社協の使命であると考えています。



## ◆大和市社会福祉協議会 実践報告◆ (福田北地域包括支援センター)

市内の基幹的な役割も担っている地域包括支援センターとして、市域・小地域の両面において、地域における多様な担い手による「権利擁護と総合相談」により、地域の生活課題の解決をはかるシステムづくりを実践しています。

### **多分野・多領域の専門職とのつながり**

大和市社協（以下、市社協）では、福田北地区の地域包括支援センターを受託運営しています。福田北地域包括支援センターでは、ケアマネジャーが利用者支援について同じような課題を抱えていることから、ケアマネジャー同士の情報交換や仲間づくり、また地域包括支援センターとの間での「相談しやすい、顔が見える関係づくり」を目的に、平成20年度から「ケアマネサロン」、医療・保健・司法等の多分野・領域の専門職を交えた「ケアマネサロン plus」を始めました。「ケアマネサロン plus」は、連携の必要がある多分野と一つの場で学び合うことで、お互いの役割について理解を深め、さらにケアマネジメント力を高める機会となっており、毎回多くの専門職が参加をしています。

また、平成24年度には、高齢と障害の分野の垣根を超えた連携を目的に、「虐待ケース対応スキルアップ連続研修」を開催しました。研修では、ケアマネジャー、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、行政、社協で、虐待事例への対応強化や早期発見・見守りの視点について共有化を図りました。

平成25年度には、今後予測される「高齢化した知的障害者への支援」をテーマに取り上げ、高齢や障害の専門職を横につなぎ、本人を支えるための基本的視点について再確認をしました。このような試みが障害分野の中でも大和市（以下、市）の共通課題として取り上げられ、市障害者自立支援協議会の自立生活支援部会の委員としても地域包括支援センターが加わるようになりました。

### **地域で支えるためのアウトリーチ支援**

市社協では、ボランティアが独居の高齢者を定期訪問する「ふれあい訪問」事業を地区社協に委託しています。あるとき、「ふれあい訪問」の対象者であるAさんの認知症が進行し、家の鍵を失くしたり明け方に近隣の家を訪問したりすることが続きました。地区社協関係者からは「今後、Aさんにどのように関わればよいか」という戸惑いが聞かれ、一方で近隣住民は、Aさんの姿と将来の自分を重ね合わせ「自分がAさんようになった時に支えてくれるだろうか」と様子を見ているところもあるようでした。

福田北地域包括支援センターと市社協の地区社協の担当で、Aさんをこの地域で支えていくことは、地域の支え合いの力を高めることにもつながると考えました。そして、地区社協主催のケース会議で「専門職としてこの先もAさんにしっかり関わっていくつもりなので、地域の方にはできる範囲でAさんへの関わりを続けてもらいたい」と伝えました。専門職側からのこの発信が地区社協関係者の下

支えとなり、地域の支え合いの力を高める上で大きな一歩となりました。

### **地域は専門職に学び、専門職は地域に学ぶ**

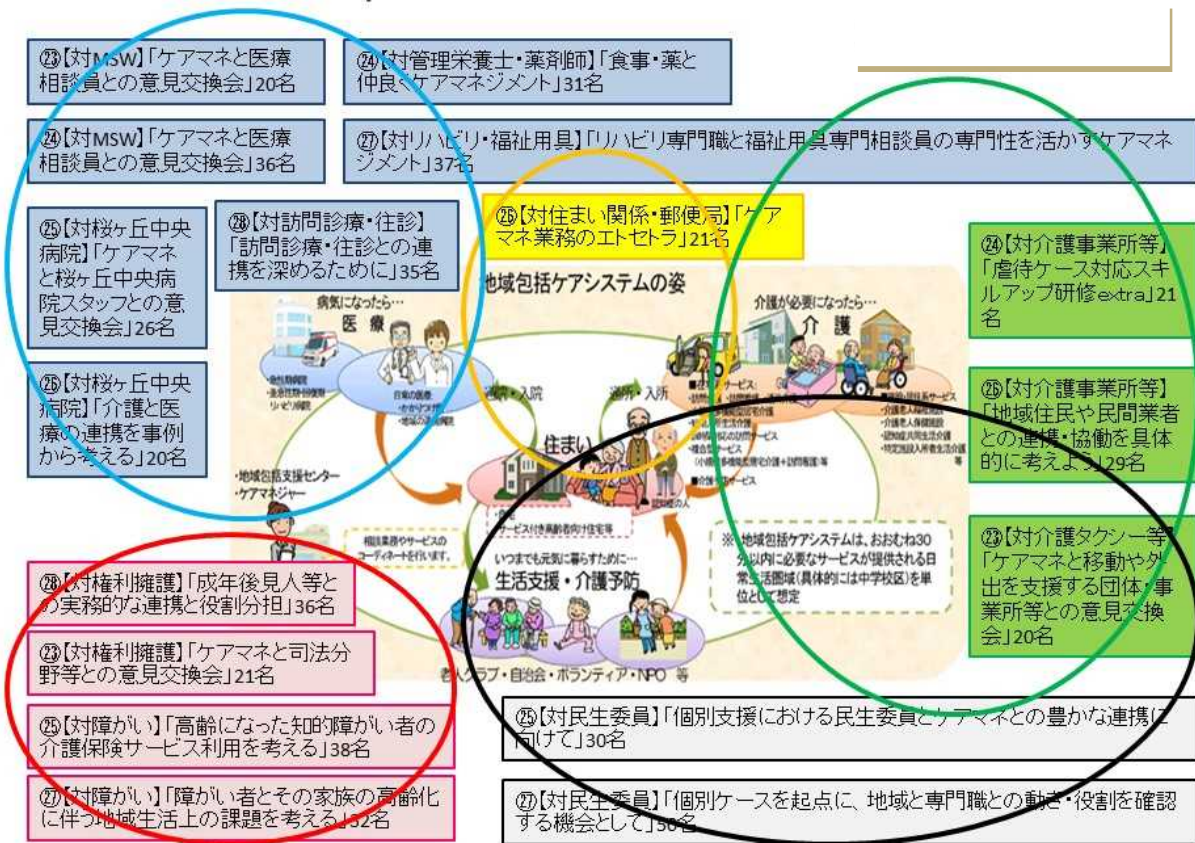
福田北地域包括支援センターでは、アウトリーチによる支援と並行して、地域ケア会議に相当する「地域ささえあい会議」にも積極的に取り組んできました。「地域ささえあい会議」は、地域包括支援センターが旗振り役となり、地域住民を含めた多職種が集まった会議になります。近頃では、専門職からだけでなく、認知症の本人の様子を心配した地域住民から相談が入ったことをきっかけに会議を開いたこともありました。こうした会議は、専門職と地域住民福祉活動とを強くつなげる機会ともなっています。

平成28年度には、地域との関わり方を模索していた関係機関を福田北地域包括支援センターがつなぎ、「認知症カフェ」の立ち上げを検討することになりました。認知症カフェは、本人や家族の介護負担を減らすだけでなく、地域住民や専門職との相互の情報共有や理解を深める場で、地域包括ケアシステムの構築のために有効な方法の一つでもあります。会議では、こうした共通認識を深め、どのような形にしていきたいか、イメージを広げていきました。そして、平成28年10月に福田北地区の第1回目となる認知症カフェ「福きた（福来た！）カフェ」を開催しました。

### **個と地域の一体的支援の実践**

福田北地域包括支援センターでは、一つの地域包括支援センターとして地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、市社協としてのコミュニティワークの実践、役割を発揮してきました。こうした取り組みを積み重ね、個のニーズから見えてきた地域の課題を地域にフィードバックし、地域づくりの動きにつなげていく「個と地域の一体的支援」に向けた実践は、ますます広がりを見せています。

## ケアマネサロンplusと地域包括ケアシステムのイメージ



## 平成27年度に取り組んだ桜ヶ丘中央病院との協働実践の報告



[http://www.yamato-shakyo.or.jp/img/280706\\_1.pdf](http://www.yamato-shakyo.or.jp/img/280706_1.pdf)